



Research Office Newsletter

The 18th AP Conference Edition

2003年より立命館アジア太平洋大学（APU）が毎年主催しているアジア太平洋カンファレンス（APカンファレンス）では、人文科学・社会科学を中心とした幅広いテーマによる発表やパネルセッションが行われています。今回のNewsletterでは、第18回APカンファレンスに発表者として参加した児島真爾准教授、博士後期課程のDISSA Syakina Ahdanisaさん、博士前期課程卒業生のDELMAS Raphaëlle E.さんの研究をご紹介します！このNewsletterが次回のAPカンファレンスへの参加を考えるきっかけとなれば幸いです！お楽しみください！



アジア太平洋学部 児島 真爾 准教授

「働き方改革」に対する批判的評価



教員データベース

私は、APカンファレンスで「働き方改革」が日本人の働き方にもたらす潜在的なメリットを評価することを目的とした自身の研究プロジェクトについて発表を行いました。この研究プロジェクトは、日本学術振興会の科学研究費助成事業（科研費・基盤B）の助成を受けており、大阪を拠点とする研究メンバーとともに取り組んでいるプロジェクトです。私がこのテーマで研究を始めたのは、長時間労働および正規・非正規雇用労働者間の賃金格差が日本の職場を疲弊させる2大要因となっているからです。「働き方改革」は安倍晋三前首相によって推進されたもので、長時間労働や賃金格差などの問題を解決し、ワークライフバランスを取り戻し、生産性を向上させることによって低迷する日本経済を活性化するための施策として提示されました。

この研究プロジェクトでは「働き方改革」の二本柱である時間外労働の上限にまつわる「労働基準法の改正」と「同一労働同一賃金の法制化」に焦点を当てて研究を進めており、私の発表では、後者の正規・非正規雇用労働者の給与格差を縮小することを目的とする同一労働同一賃金制度について詳細に検討しました。日本における同一労働同一賃金原則は、フランスやドイツの制度を参照しながら日本の慣習的な労使関係や賃金制度を考慮して起草されました。この原則は、欧州のものと比較してみると、特徴的な相似点と相違点がありますが、日本で制定された同一労働同一賃金に関する法律には、正規・非正規雇用労働者間の賃金格差を是正するという目標を達成するうえでいくつかの欠陥が存在します。日本とドイツでのフィールドワークで収集した定性データをもとに、日本の同一労働同一賃金制度は均等でバランスの取れた賃金なるものを決定する大きな裁量権を雇用主に与え、法律の不履行が疑われる場合には労働者自身が率先して声をあげなければならない制度となっていることを示しました。そして、この同一労働同一賃金制度を現場が履行するうえで必要なenforcement regime（法律の遵守を保証する制度群）の体制は不十分であり、非正規雇用労働者の処遇が大幅に改善される可能性は低く、安倍前首相が喧伝した効果は期待できないのが現状です。賃金格差を是正するために必要なのは、ドイツのような非正規雇用労働者の賃金決定プロセスにおける労働組合の介入の制度化と強固なenforcement regimeです。

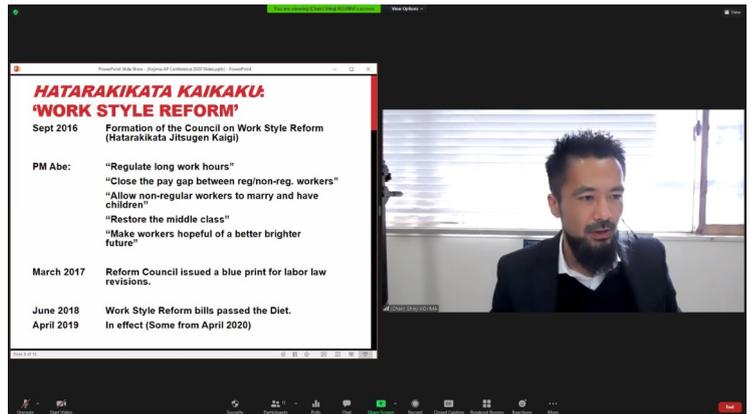


今回、私はAPカンファレンスで初めて発表をしました。APUの一員として、他の国際会議での発表に比べ身近な大学院生の参加もあったため堅苦しくなく比較的アットホームな環境でした。他の発表者や聴衆からもフィードバックを得ることができ、私の研究を深めるためにとっても役に立ちました。

NON-REGULAR WORKERS AND THE EQUAL PAY FOR EQUAL WORK LEGISLATION: A CRITICAL ASSESSMENT OF ABE'S LABOR REFORM

SHINJI KOJIMA
RITSUMEIKAN ASIA PACIFIC UNIVERSITY

AP CONFERENCE
14 NOV 2020



アジア太平洋研究科 博士後期課程 DISSA Syakina Ahdanisa さん

インドネシアにおける障害者の人権：障害者権利条約（CRPD）の影響

私の研究では、インドネシアにおける障害者の人権保護について、人権条約の1つである障害者権利条約（CRPD）批准の影響を調査しています。私は、次の3つの要因からこのテーマに関心を抱くようになりました。まず1つ目は、学者たちが何十年も前から人権条約が人民の権利保護に対する国家の行動改善に繋がるのかということ議論してきているという事実、2つ目はCRPDが比較的新しい条約であり、インドネシアには障害者人口が多いという事実、3つ目は私自身が人権主義という観点から見た障害者の境遇について興味があるという点です。博士論文でこのテーマを取り上げることで東南アジア地域を中心に拡大している障害者の権利に関する研究に貢献できるのではないかと考えています。

APカンファレンスには今回が2度目の参加でした。発表もでき、他の参加者からの学びも得られる良い機会なので、毎回とても楽しみにしています。今年のAPカンファレンスでは、先に述べた研究テーマについて進捗状況を発表しました。この研究の背景や意義とともにこのテーマをあまりよく知らない方々のために、国連の権利条約制度やなぜCRPDが国連の9つの「中核的」な人権条約の1つになっているのかという点についても簡単に紹介しました。その上で私の研究手法やそれが私の研究目的を達成するためにどのように役立つのかということの説明をしました。発表の最後には今後の想定される課題、特にデータ収集に関する課題と、今後その課題にどのように取り組む予定であるのかということに参加者に共有しました。

質疑応答の時間では、セッションの議長、発表者、聴講者から、洞察や質問、フィードバックを得ました。議長からは、インドネシアの障害者が直面している最も大きな問題と私の研究がその問題解決にどのように役立つのかということについて質問を受けました。とても大きな質問でしたが、この質問が私のAPUでの博士課程の歩みを振り返るきっかけになりました。学术界でのキャリアを志す学生として、自身の研究は既存の学術的枠組みに新たな視点を提供するだけでなく、社会へプラスの影響を与えるものでなければならないと理解しています。そのため、今回のAPカンファレンスで発表の機会を頂けたことにとっても感謝しています。私たち博士課程学生に対し、自分の研究テーマについてよく知らない方々もいる場所で様々なバックグラウンドを持つ方々に対して発表するという機会を与えてくださいました。このようなカンファレンスで発表をすることで、批判やフィードバックに対して寛容になることができ、質疑応答の場では、質問に簡潔に答える能力も身に付けることができます。さらにこのような学会はアイデアを共有したり共同研究をしたりするためのプラットフォームにもなっています。実際、私の発表の最後には聴講者の1人であった大学教授より東南アジアにおける障害者に関する研究について共同研究の提案をいただきました。今後は、この経験が私の目標でもある「社会にプラスの影響を与えること」に繋がっていくことを願っています。





2020年 秋 アジア太平洋研究科 博士前期課程修了 DELMAS Raphaëlle E. さん

富士山保全協力金の支払いに対する外国人登山客の行動

登山やハイキングなどのアウトドアスポーツ愛好者として、日本へ初めて旅行をした際、富士山に登ることをとても楽しみにしていました。しかし残念ながらとてもがっかりしたのを覚えていますが。混雑しているだけでなく、そこにはたくさんのごみや建物があ、トイレの数は限られていました。私は保全協力金として1,000円の支払いを求められましたが、お金を払わなければいけないということを知らず、なぜ支払わなければいけないのか理解できませんでした。その経験から私は、毎年富士山を訪れる多くの登山客の管理が大きな課題となっていることに気づきました。数年後、APUで国際協力政策専攻（サステナビリティ学）の修士課程を始めた際、それまでの社会科学、経済学のバックグラウンドと、この研究があまり行われていないという事実から「富士山保全協力金の支払いに対する外国人登山客の行動」というテーマは私にとって理想的なテーマでした。

APカンファレンスの発表では、次の問いに対する答えをまとめました。

—外国人登山客の認識や意識は、保全金の支払いにどのような影響を与えるのか。

—どのデモグラフィック変数（※）が支払い意欲に影響を与えるのか。

（※）人口統計学的変数のことで、具体的変数としては年齢、性別、家族構成、所得水準、国籍などがあげられる。

—理想的な入山料はいくらなのか。

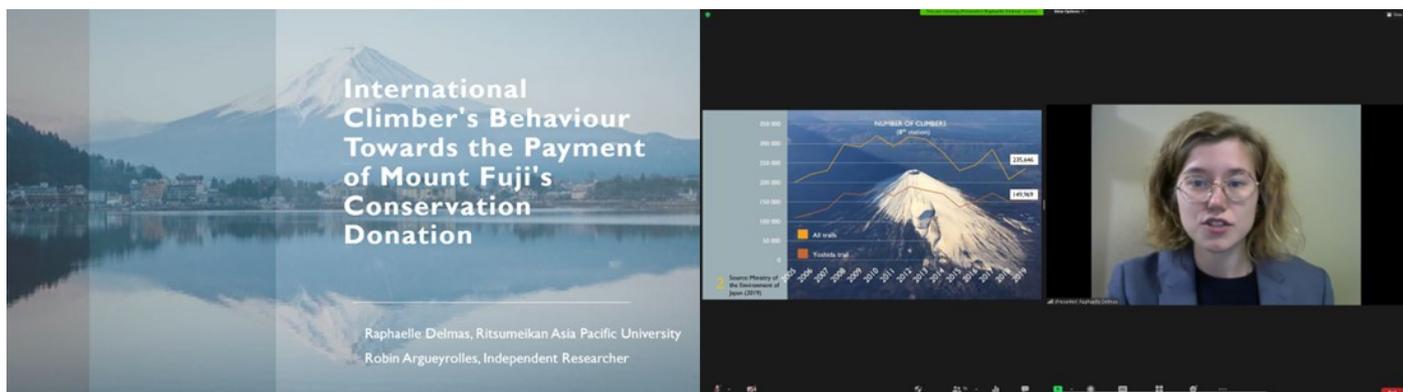
この研究を進めるにあたり、まずは文献調査を行い、富士山の管理にあたる環境省や山小屋組合、富士山クラブなどに連絡を取りました。その後、さまざまなアンケート調査法、特に仮想評価法について勉強し、登山客に対するアンケートのために1か月間のフィールドワークを実施しました。

APカンファレンスでは、この研究成果の概要と結論について発表しました。調査の結果、富士山における寄付制度に関する説明を行うとこの保全金の支払い率が19%も上昇することがわかりました。しかし、登山前にこの情報を知っていた登山客は23%にとどまり、外国人登山客への情報提供が急務であるということも同時に明らかになりました。そのほかの要因として挙げられたのは、性別と所得です。性別では、女性の支払い意思が平均500円高く、所得別でみるとそれぞれの階層で200円ほどの差があることがわかりました。

富士山における保全協力金の課題の解決策として挙げられるのは、他国の国立公園でも導入されている入山料支払いの義務化です。支払いを義務化することで、現在60%である徴収率を100%にすることができます。さらにアンケートの回答を見ると、78%の人が「入山料が義務化されるべきだ」と回答しています。私は、仮想評価法により入山料を1,500円に仮定しました。この金額であれば、パーク&ライドやウェブサイトの活用を通じて簡単に実施することができます。しかし、値上げは訪問率にも影響を及ぼす可能性があり、特に地元登山客や若年層の登山客への影響が大きいため注意が必要です。

APカンファレンスでの発表は自分の研究を他の教授や研究者に対して共有することができるとても良い機会でした。質疑応答ではとても興味深い質問をいただき、同じような研究に興味を持つ研究者の方々と連絡先を交換することができました。修士課程の学生にとって、このような機会を得ることは難しいこともあります。このような学会での発表は初めてでしたが、博士課程の学生や研究者たちが1年を通して行っていることを経験することができました。私は、APUの修士課程に在学する皆さんにAPカンファレンスでの発表の機会をぜひ活用してほしいと思っています。

**DELMAS Raphaëlle E.さんは、第18回APカンファレンス ベストペーパー・アワードを受賞しました。



皆様、いかがでしたでしょうか？APカンファレンスではこのように、さまざまな分野の発表やディスカッションが行われています。日本語で開催されるセッションもあり、毎年多くの方々に参加いただいています。

2日間にわたって行われた今年のAPカンファレンス「アジア太平洋の彼方へ：誰も取り残さない革新的社会を求めて」は、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全オンラインにて開催され、発表者196名、聴講者延べ1830名の皆様にご参加いただきました。毎年、著名な研究者を招いて行われる基調講演には、国際通貨基金（IMF）ミッションチーフのRAZAFIMAHEFA Ivohasina Fizara氏をお招きし、「アフリカの経済発展とそのアジア経済への影響」と題した講演をお届けしました。この講演でRAZAFIMAHEFA氏は、サハラ以南アフリカとアジア諸国との関係に注目し、両地域の経済関係の強化はお互いにとって有益であり、この互惠関係は今後さらなる利益を創出するポテンシャルを秘めているということに参加者に共有しました。基調講演の内容は、[APU公式YouTube](#)よりご覧いただけます。



RCAPSセンター長 山形教授による基調講演者紹介



RAZAFIMAHEFA Ivohasina Fizara氏による基調講演



基調講演
(Youtube)

今年は、現実社会の課題など研究者以外の方々にも身近なトピックに関する議論も多く行われました。APUのインクルーシブ・リーダーシップセンター（CIL）によって行われた特別セッションでは、現代社会で必要とされるインクルージョンとダイバーシティというトピックについて、大分県の医療業界におけるインクルーシブ・リーダーシップから日本の国立公園におけるダイバーシティまでさまざまなテーマでの発表が行われました。

また、学部生も参加できるというのもこのAPカンファレンスの魅力の1つとなっています。今年は7つの学部生セッションが設けられ、15名の学生が日本語、10名の学生が英語での発表を行いました。研究者として学術界で活躍するの方々から、自分の研究についてフィードバックを得られるとても良い機会ですので、学部生の皆様もぜひ次回のAPカンファレンスへの参加を検討してみてください。



CIL特別セッション



学部生によるセッション

改めましてご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。来年度のAPカンファレンスにはより多くの皆様にご参加いただければと思っております。[APカンファレンスホームページ](#)では、第18回APカンファレンスの様子をご覧いただけます。また、来年度の情報も随時更新予定ですので、ぜひご確認ください！



APカンファレンス
ホームページ

